

都監委告示第5号

令和7年3月28日

監査結果に基づく措置状況の公表について

令和6年度に実施した定期監査、財政援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき、都城市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、これを公表する。

都城市監査委員

都城市監査委員

都城市監査委員

新井 克美

上之園 誠

江内谷 満義



第1 令和6年度定期監査結果に対する措置状況

1 業務委託の契約締結方法及び検査・支払について

監査意見（要旨）	措置状況
<p>(1) 契約締結方法について (報告書3・4ページ 第6の1 (1))</p> <p>競争入札の方法によらず、全て少額 随意契約の手続によっていた。</p> <p>法令及び財務規則で定める契約手続 におけるルール順守の意識が著しく欠 如しており、内部統制が機能していな いのではないかと。</p> <p>原因の究明や現行ルールに問題点が ないかの検証を行い、全庁的な事務改 善を図ることが望まれる。</p>	<p>全庁を対象にした契約手続に関する調査を令和7年3月 19日から実施しています。実態を把握した上で、検証を行 い、必要に応じて、事務の見直しを行います。</p> <p>また、令和7年度の部課長研修で契約事務について研修を 実施することをはじめ、各種職員研修を行い、全庁で適正事 務に取り組みます。</p> <p>制度主管課：契約課（所管課：教育総務課）</p>
<p>(2) 契約内容に基づく検査・支払に ついて (報告書5・6ページ 第6の1 (2))</p> <p>報告書類や検査方法に不備があるに もかかわらず、検査調書に「合格」と 記載され、支払が行われている事例が 散見された。</p> <p>これは、検査調書において、検査内 容を具体的に記載する様式になってい ないことに問題の一端があると推察さ れる。</p> <p>検査調書については、履行確認の具 体的方法が明確になるような様式の整 備が求められる。</p>	<p>委託には請負のほか、委任や準委任など様々なものがあ り、業務の種類に応じて検査の内容を様式中にどのように記 載するのか一概に示すことが難しいところです。</p> <p>このため、現行様式の改正は行いませんが、業務完了に伴 う検査等のチェックリストを示し、併用することで、検査事 務の適正化に取り組みます。</p> <p>制度主管課：契約課</p>

2 債権管理における督促手続について

監査意見（要旨）	措置状況
<p>(報告書6・7ページ 第6の2)</p> <p>債権管理条例の規定に基づく督促手続が励行されていない事例が見受けられた。</p> <p>これは、法令・条例に基づく督促手続の認識がまだまだ不十分であるからと推察される。</p> <p>未納債権管理の特殊性に鑑み、所管課のみならず、制度主管課においても、債権管理の事務手続について更なる周知が必要である。</p>	<p>債権管理に関する事務手続については、債権管理マニュアルの作成及び改訂、各課からの相談受付、債権所管課の担当職員に対して実施している事務担当者連絡調整会議やヒアリング等を通じて、周知を図っているところです。</p> <p>今回の御指摘を受け、全庁的な債権管理の周知徹底を図るために、庁内グループウェアによる債権管理に関する情報発信をするとともに、全課を対象とした研修会の開催について検討を進めていきます。</p> <p>制度主管課：納税管理課</p>

3 学校における準公金の取扱いについて

監査意見（要旨）	措置状況
<p>(報告書8・9ページ 第6の4)</p> <p>全54校の小中学校中、10校を対象に実地監査を行ったところ、「金庫内点検記録簿」及び「準公金通帳管理台帳」に記載されていない通帳が3件あった。</p> <p>約2年前、準公金に関する刑事事件が発生したにもかかわらず、いまだ準公金の管理が不十分である。</p> <p>教育委員会は、学校における準公金管理の状況について総点検を行うなどして、一層の事務適正化を図ることが求められる。</p>	<p>指摘のあった通帳3件については、「金庫内点検記録簿」及び「準公金通帳管理台帳」に記載したところです。</p> <p>令和7年度からは、教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課）による、全54小・中学校を対象とした実地監査を、毎年実施します。</p> <p>所管：教育委員会（教育総務課、学校教育課）</p>

第2 令和6年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 利用許可主体の明確化について

監査の意見（要旨）	措置状況
<p>(報告書5・6ページ 第6の2 (2)ア) 地区体育協会が指定管理者となっている体育館・市民広場等において、指定管理者が行うべき利用許可の一部を、市の機関（スポーツ政策課・地区公民館）が事実上行っていた。</p> <p>この結果、指定管理者と市長・教育委員会のいずれが、法律上の利用許可（行政処分）の権限を行使しているのか明らかでなかった。</p> <p>地区体育協会が指定管理者となっている体育館・市民広場等については、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、条例に基づく管理運営方法について、指定管理者制度導入の是非を含め、抜本的な見直しを行う必要がある。</p>	<p>指定管理者の現状、市の組織体制、利用者の利便性を考慮し、今期指定管理期間満了（令和7年度末）をもって指定管理者制度の導入を取りやめ、今後、一部業務を委託する方向性で準備を進めております。</p> <p>これに伴い、各地区体育協会及び市の機関（スポーツ政策課及び地区公民館）における行政処分の権限についても、法令に基づいた運営を行うよう関係課と協議を進めております。</p> <p>施設所管課：スポーツ政策課</p>

2 利用許可及び使用料について

監査の意見（要旨）	措置状況
<p>(1) 営利目的の利用に係る許可について (報告書8ページ 第6の3 (2)ウ)</p> <p>コミュニティセンターにおいて、条例上の根拠が明らかでないまま、営利目的利用を認めない運用をしていた。</p> <p>営利目的利用を認めないのであれば、条例上その根拠を明確にする必要がある。</p>	<p>コミュニティセンターの設置目的及び利用状況等を踏まえ、営利目的利用の可否を検討し、令和8年3月までに方針を決定します。</p> <p>施設所管課：生涯学習課</p>
<p>(2) 使用料の還付手続について (報告書8ページ 第6の3 (2)エ)</p> <p>市長の都合により利用許可を取り消した場合において、条例及び規則の規定に基づく使用料の還付手続によらず、次回利用に係る使用料に充当する運用をしていた。</p> <p>このような運用を認める場合には、条例・規則上の根拠を明確にする必要がある。</p>	<p>現在の取扱いを継続することについて、総計予算主義の原則との関係において疑義が生じることから、使用料の還付手続によらず、次回利用に係る使用料に充当することについて可否の検討を進め、令和8年3月までに方針の決定を行います。</p> <p>施設所管課：生涯学習課</p>

3 「備品」の取扱いについて

監査の意見（要旨）	措置状況
<p>(1) 「備品」の定義について (報告書9～11 ページ 第6の4)</p> <p>施設所管課向けの「指定管理者制度導入マニュアル」において、「備品」の定義をしているものの、基本協定書においては「備品」の定義を明記していない。</p> <p>この結果、市における「備品」の解釈と指定管理者における「備品」の解釈との間で齟齬が生じている。</p> <p>基本協定書において、「備品」の定義を明確にする必要がある。</p>	<p>令和7年度に新たに基本協定を締結するものから、基本協定書において「備品」の定義を明記するようにします。</p> <p>また、令和7年度中に様式集の見直しを行い、基本協定書の様式に明記するように改訂します。</p> <p>制度主管課：総合政策課</p>
<p>(2) 収支報告書における「備品」の精査について (報告書9～11 ページ 第6の4)</p> <p>単式簿記においては、購入した備品が収支報告書の支出として計上される。</p> <p>これに対して、複式簿記においては、収支報告書（指定管理者の損益計算書）の支出として購入金額が計上されない。例えば、300万円の自動車を購入した場合には、貸借対照表に「固定資産」として計上し、毎年度「減価償却費」として損益計算書に費用計上することとなる。このため、基本協定書の「管理物品」（備品）として掲載されないおそれがある。</p> <p>複式簿記を採用している指定管理者においては、このような問題があることに留意し、収支報告書（損益計算書、貸借対照表）の内容を精査する必要がある。</p>	<p>基本協定書の「管理物品（備品）」における「備品」の記載漏れがあることについて、施設所管課が定期モニタリング等を通じて、適正な管理が行われているか確認を行っているところです。</p> <p>しかし、指定管理者が新たに「備品」を購入する際の確認については必ずしも行われておらず、特に「減価償却費」に費用計上された「固定資産」などの「備品等」に当たるものについては、御指摘のとおり確認漏れが発生している状況です。</p> <p>今後、指定管理者には随時、備品購入時の報告を求め、毎年度の事業報告書の提出とあわせて、備品購入内訳書の提出を求める運用とします。</p> <p>また、施設所管課において、備品購入内訳書と収支報告書の内容を突合及び精査することで、適正な備品管理ができるよう、指定管理者制度導入施設の担当者向け説明会で周知します。</p> <p>制度主管課：総合政策課</p>

<p>(3) 「備品」の基準額について (報告書9～11 ページ 第6の4)</p> <p>指定管理施設における「備品」については、市の基準に準じて、基準額を「1万円」としている。そのことにより、施設によっては膨大な数の備品が存在しており、備品管理に困難をきたす一因となっている。</p> <p>ところで、財務規則第257条第1項第1号は、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える物品で、購入予定価格が「1万円以上」のものを「備品」と定義している。この「1万円以上」が制定当時から物価水準から勘案して、現在において適当な基準であるかについて議論し、基準額の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>現在、基準額の見直しに関する具体的な議論が庁内において十分に行われておらず、基準額を見直す場合に生じる影響について、明確に把握できていない状況です。</p> <p>今後、庁内で様々な観点から検討を重ねながら、適切な基準額について検討を進めていきます。</p> <p>制度主管課：財産活用課</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3 令和6年度行政監査結果に対する措置状況

1 市が特定団体の事務を執行する根拠について

監査意見（要旨）	措置状況
<p>（報告書 29 ページ 第3）</p> <p>本市が各種団体の事務局を担い本市の職員が当該団体の事務に従事する場合には、当該事務について市が執行すべき職務であることを、市長等の権限に属する事務に関して定めた規則において、明確にすることが求められる。</p>	<p>現在、市職員が団体事務を行う場合は、市の施策の遂行手段の一つとして、市が執行すべき事務と位置付けることが可能なものが多く存在する一方で、報告書 11 ページの「（イ）特定団体事務継続の必要性」に対して、「団体に委ねるべき」「本市でも団体でもどちらでもよい」に回答があるように、必ずしも市職員が事務を担う必要がないものもあると考えられます。</p> <p>当該事務について、公平性・公正性の観点も踏まえて市が執行すべきであるかどうかその実態を把握するとともに、他自治体の分掌事務の規定等も参考にしながら、団体との調整も考えられるため、令和7年度中に分掌事務に明示すべき事務を整理します。</p> <p>制度主管課：総合政策課</p>

2 特定団体の事務取扱手続の明確化について

監査意見（要旨）	措置状況
<p>（報告書 29 ページ 第3）</p> <p>特定団体は、自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、私的自治の原則に基づき、団体の会則等により運営されるものである。一方、市職員が特定団体の事務を行うに当たっては、公務との関係性を明確にするとともに、当該特定団体の事務取扱手続（会計処理を含む。）が明確であることが必要である。</p> <p>したがって、市長等は、準公金規程とは別に、特定団体に対し、これら規程の整備を指導することが望まれる。</p>	<p>準公金規程を規則として制定し、規則として規定すべき内容を整理することと合わせて、特定団体において整備すべき事務取扱規程及び財務処理規程について、市が基準となる各規程の参考例を示し、各特定団体に応じた規程を整備いただくよう指導していきます。</p> <p>制度主管課：総務課</p>

3 準公金の取扱手続の適正化について

監査意見（要旨）	措置状況
<p>（報告書 29 ページ 第3）</p> <p>準公金規程は、特定団体の現金、預金等の取扱いに関するものであるが、準公金の取扱手続と特定団体の会計処理との関係が十分に整理されているとはいえず、担当職員に混乱が生じているように思われる。</p> <p>準公金規程の見直しが求められる。</p> <p>この場合において、準公金規程は「市長訓令」の形式で制定されているが、市長訓令は、行政委員会及び議会にはその効力が直接的に及ばないこと、並びに準公金に関するルールは市に属しない金銭について市職員が公務中に取り扱うことに鑑みると、自治法に基づく「条例」又は「規則」の形式による方法が適切といえる。</p>	<p>準公金規程については、これまで「訓令」の形式で制定されていましたが、今後「規則」の形式で制定するよう見直すとともに、準公金の取扱手続と特定団体の会計処理との関係が明確になるよう、令和8年3月までに内容の整理を行っていきます。</p> <p>制度主管課：会計課</p>